

香川町南部土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、香川町南部土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県第276号である。

(地区)

第3条 この土地改良区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

町 名	地区名	字	地 域
高松市香川町	川東下 川東上 川内原 安原下 東 谷	全 域	一円の田 (川東上字丸山は除く)

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 地域内のかんがい排水施設及び地区内に所在する溜池並びにこれに伴うかんがい排水施設の維持管理
- 二 地域内にわたる農道の維持管理
- 三 区画整理

四 農用地の造成

五 前各号に掲げる新設改良並びに災害復旧事業

六 この土地改良区は、第1項1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

七 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県高松市香川町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場またはこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業（国庫補助事業）に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は39人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起

算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第 13 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例等）

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は理事 17 人及び監事 3 人とする。

2 前項の監事定数のうち、2 人は組合員とし、1 人は法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選挙)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 24 条 役員の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び法第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 26 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第 4 条第 1 項第 2 号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る水系毎の土地につき、地積割に賦課する。

3 第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 条第 1 項第 4 号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、事業実施区域の受益地に基づいて地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

4 第 4 条第 1 項第 5 号の災害による復旧工事に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該工事の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

5 前各項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 27 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 28 条 前 2 条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法の基準は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第 29 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 30 条 この土地改良区は、法第 91 条の 2 の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 31 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第 32 条 第 26 条、第 27 条、第 29 条又は第 30 条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料 200 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第 33 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、第2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 34 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 35 条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第32条の規定を準用する。

(基本財産)

第 36 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 37 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 38 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第39条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、昭和55年11月27日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和59年11月16日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和60年4月24日より施行する。

附 則

この変更定款は、昭和60年10月21日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成16年12月3日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成17年2月18日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成18年1月10日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成22年5月14日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成26年5月29日より施行する。

附 則

この変更定款は、平成28年11月7日より施行する。

附 則 (平成30年3月18日議決)

この変更定款は、令和3年5月21日より施行する。

附 則 (令和2年3月29日議決)

この変更定款は、令和 2 年 8 月 3 1 日より施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 24 日議決）

この変更定款は、令和 6 年 4 月 3 0 日より施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 9 日議決）

この変更定款は、令和 7 年 6 月 4 日より施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 29 日議決）

この変更定款は、令和 8 年 5 月 1 2 日より施行する。